

信州大学松本地区課外活動団体の登録に関する申合せ（案）

平成 28 年 4 月 21 日学生委員会決定

令和 5 年 3 月 9 日学生委員会改正

（趣旨）

第 1 条 この申合せは、信州大学学生生活に関する通則第 10 条（以下「通則」という。）に規定する学生団体の登録のうち、特に課外活動団体の届出等に関連し信州大学学生総合支援センター（以下「学生総合支援センター」という。）が管理する信州大学松本地区体育施設、信州大学共通教育講義棟の教室のうち学生総合支援センターから課外活動団体への貸出しが認められているもの及び松本地区課外活動共用施設（以下「サークルボックス」という。）等の利用等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この申合せにおいて「課外活動団体」とは、信州大学（以下「本学」という。）の学生が主体となり、スポーツ、文化、親睦、その他正規の教育・研究以外の活動（以下「課外活動」という。）を目的として組織された団体であって、本学を活動の本拠とするものをいう。

（課外活動団体の登録）

第 3 条 本学は、通則第 10 条に定める届出を完了した課外活動団体を登録団体として認定し、直近の学生委員会への報告を行う。ただし、当該団体の設立目的及び活動内容等が明らかに課外活動の趣旨に反すると認められた場合には、認定を行わないことができる。

2 登録団体の区分は、次の各号による区分とする。

- 一 体育系登録団体
- 二 文化系登録団体
- 三 その他登録団体

（登録団体の認定要件等）

第 4 条 前条一項に規定する登録団体となるためには、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- 一 本学学生の構成員が 5 名以上であり、規約があること。
- 二 会計に責任が持てる体制が団体内に整備されていること。
- 三 顧問として、専任の教職員が 1 名以上いること。また、学生責任者として代表 1 名、副代表、連絡員及び会計担当者が各 1 名以上いること。

（登録の更新）

第 5 条 前年度に引き続き活動を行おうとする登録団体の登録更新手続は、第 3 条の手続を準用する。ただし、提出期限は、当該年度の 5 月末日とし、更新手続のない団体は解散したものと見做す。なお、登録更新手続を待たずして自発的に登録団体を解散した時は、速やかに大学に届出なければならない。

(便宜の供与)

第6条 第3条一項に基づき大学に認定された登録団体は、次の各号に定める便宜の供与を受けることができる。なお、供与の詳細な内容については学生総合支援センターにおいて別に定める。

- 一 サークルボックスの利用
- 二 教室・体育施設などの各施設の利用
- 三 課外活動援助物品の申請
- 四 新規部員募集活動での教室等の利用
- 五 大学シンボルマークの使用
- 六 学生用掲示板の利用
- 七 課外活動用貸し出し物品の予約使用
- 八 大学HP及び刊行物への団体情報の掲載
- 九 活動中の事故に対する学生教育研究災害傷害保険の適用
- 十 その他大学が必要と認めたもの

(損害賠償)

第7条 登録団体が、故意または過失により本学の施設、設備及び備品等を汚損または毀損した場合は、その損害を弁償しなければならない。

2 本学は、事情を考慮して前項の弁償額を減免することができる。

(登録の停止及び取消)

第8条 登録団体又はその構成員が学則その他本学の諸規則に違反したとき、及びその活動が他の学生等に悪影響を及ぼし、本学の秩序を乱すものと認められた場合は、本学は当該団体の登録の効力を停止し、又は登録を取り消すことができる。また、必要に応じて当該団体に対し罰則を科すとともに構成員を懲戒処分を付することができる。かつ、その場合は、直近の学生委員会への報告を行う。

(事務)

第9条 登録団体に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第10条 この事項に定めるもののほか、登録団体に関し必要な事項は、学生総合支援センターにおいて別に定める。

附 則

この申合せは、平成28年4月22日から実施する。

附 則

この申合せは、令和5年4月1日から実施する。